

自動車整備業における乗用車、バス、バイクを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	18~19	自動車が側道より右折しようとした所、右側から来た車両と衝突した。自社のレンタカーを引き取りに行き帰社する途中での事故である。	29~9	1
2	14~15	工場内にて、走行中の異音が発生する車両（普通乗用車）の現象確認をするために車両をジャッキアップしリジットラックにて車両4輪を支え、リフトアップした状態で寝板を使用し、車両下側に入り点検作業中、可動しているプロペラシャフトに被災者が着用しているダウンジャケットが挟まり左腕部が巻き込まれる状態になり負傷したものである。	62~49	30
2	13~14	納車する車のフロアマットを屈んでエアブローをしていた時に、当社社員が塗装作業中の車を移動させる為バックをした時に屈んで車の後ろで作業していた被災者に気付かずに衝突し、転倒し右膝部分を打撲した。別作業をしていた者が車を叩いて止めさせた。	61~9	1
2	14~15	自動車整備の為、車両を運転して道路を走行していた。交差点で前方の車両が赤信号の為停車した。本人の車両は停車をせず、前方の車両に追突した。本人は全身打撲と胸骨骨折をした。前方の車両は完全に停車していた為、前方の車両に過失はないものと思われる。	18~99	50
3	15~16	高速道路を営業客先より会社方面へ運転走行中、並走車両との間で衝突事故が発生し緊急搬送された。	39~99	50
	13~	自社店内で、お客様からお預かりしているオートバイのエンジンをかける際、キッ		1

4	14	クペダルの跳ね返りによって足を強打し、足首全体（特に足の甲）が大きく腫れた。	48	～ 9
6	13～ 14	工場にてバスの屋根の塗装をしていた際、バランスを崩して落下し、左足の踵を負傷した。	57	～ 9
7	9～10	他店舗へ車両引取業務のために運転中、直進走行中に、右側道からトラックが割り込み、咄嗟に避けようと、左にハンドルを切ったが車両右側面後方に槽突され、街路樹にぶつかり、その衝撃で右半身、首を強く打ち、動けなくなり、救急搬送された。	55	～ 49
7	13～ 14	会社の車検整備工場内で、車検整備車両のタイヤを取り付けの際ホイールの穴に指を入れた状態でホイールを回した為、左手人差し指がブレーキキャリパーとホイールに挟まれ左手人差し指を負傷した。	31	～ 29
7	14～ 15	工場内にて、車の修理作業中、ラジエーターファンの確認のため、スイッチを入れたところ、ファンがまわったところに右手指が触れてしまい受傷した。	51	～ 29
10	13～ 14	当社工場内に於いて、修理車両のテールゲートのダンパー交換作業中、左側ダンパーを取り外した時、テールゲート（重量約50kg）が閉まり、ボディーとテールゲートの間に誤って右腕を挟まれ負傷したもの。 ※通常手順はテールゲートの落下を防止する工具を使用して行う作業だが、工具を使用せず手で支えて作業を行い、重さに耐えきれず挟まれた。	27	～ 29
11	17～ 18	オートバイのエンジン修理中、工場内でエンジンを掛けようとしてキックレバーを踏み込み、不発してキックレバーが勢いよく跳ね返り、右足に当たり右足首を骨折した。	47	～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html